

年金シリーズ

第5回 退職後の年金制度



年金先生



生徒

前は定年退職後の再就職と年金受給について勉強しましたが、今回は退職後の年金制度について勉強しましょう。

はい。退職後も状況に応じて年金制度に加入しなくてはならないことはわかるのですが、もっと詳しく知りたいです。



20歳以上60歳未満の方は、公的年金制度に加入することが法律で義務付けられています。組合員が退職すると、組合員本人は共済年金と国民年金〔第2号被保険者〕の資格を喪失します。

また、60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、その配偶者の国民年金〔第3号被保険者〕の資格も同時に喪失しますので注意が必要です。



配偶者を扶養している組合員が退職した場合は、配偶者の年金制度の加入手続きも忘れないように気をつけなくてはならないですね。



組合員が退職した場合、退職後は次のページの表を参考に、各自で年金制度加入の手続きをする必要があります。



退職後も年齢やそれぞれの就業状況に応じていろいろなケースがあるんですね。一つ気になったのですが、退職後に「任意継続組合員制度」に加入すると、60歳未満の被扶養配偶者は引き続き国民年金〔第3号被保険者〕に加入していることになるのですか？



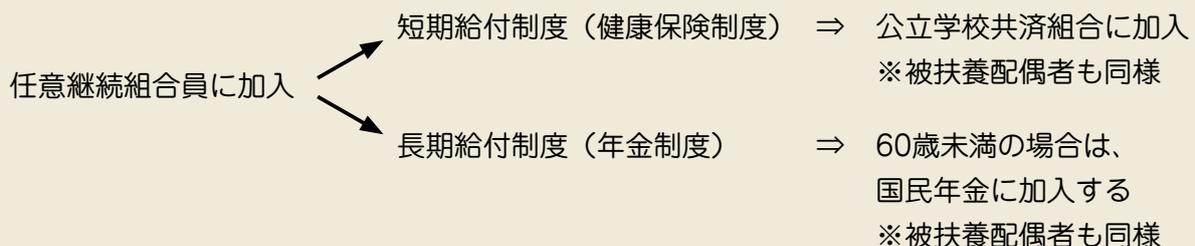
いいところに気がつきましたね。

「任意継続組合員制度」は、短期給付制度（健康保険）の加入であって、国民年金などの長期給付制度（年金制度）の加入ではありません。

そのため、組合員の退職後は配偶者自身が国民年金〔第1号被保険者〕に加入して保険料を納めることになります。



任意継続組合員は共済年金制度には加入していることにはならないですね。



〔退職後の年金制度〕

組合員（本人）について			組合員の被扶養配偶者について			
退職時の年齢	退職後の就業	年金制度の手続き		配偶者の年齢	年金制度の手続き	
60歳以上	再任用や再就職をしない	手続きは不要です		60歳以上	手続きは不要です	
				60歳未満	国民年金に加入 〔国民年金第1号被保険者〕 ☆在住する市区町村で手続き	
	再任用や再就職をする (厚生年金等に参加しない) 例) 再任用ハーフ 非常勤・アルバイト等	手続きは不要です		60歳以上	手続きは不要です	
				60歳未満	国民年金に加入 〔国民年金第1号被保険者〕 ☆在住する市区町村で手続き	
	再任用や再就職をする (厚生年金等に参加する) 例) 再任用フルタイム 民間企業に再就職 私立学校に再就職	厚生年金保険等に参加 〔国民年金第2号被保険者〕 ☆再就職先で手続き ※再任用フルタイムは引き続き 公立学校共済組合に参加		60歳以上	手続きは不要です	
				60歳未満	国民年金に再加入 〔国民年金第3号被保険者〕 ☆扶養者の再就職先で手続き	
60歳未満	再就職をする (厚生年金等に参加する)	厚生年金保険等に参加 〔国民年金第2号被保険者〕 ☆再就職先で手続き		60歳以上	手続きは不要です	
				60歳未満	国民年金に再加入 〔国民年金第3号被保険者〕 ☆扶養者の再就職先で手続き	
	①再就職をする (厚生年金等に参加しない) ② 自営業・無職	国民年金に加入 〔国民年金第1号被保険者〕 ☆在住する市区町村で手続き		60歳以上	手続きは不要です	
				60歳未満	国民年金に加入 〔国民年金第1号被保険者〕 ☆在住する市区町村で手続き	
	公務員や会社員である方に 扶養される	扶養者が 配偶者以外の方	国民年金に加入 〔国民年金第1号被保険者〕 ☆在住する市区町村で手続き		60歳以上	手続きは不要です
		扶養者が 配偶者	国民年金に加入 〔国民年金第3号被保険者〕 ☆扶養者の就職先で手続き		60歳未満	国民年金に加入 〔国民年金第1号被保険者〕 ☆在住する市区町村で手続き